

商務部による 「外国の法律及び措置の不当な域外適用への 遮断に関する弁法」

遠藤 誠¹

I はじめに

商務部は、2021年1月9日、「外国の法律及び措置の不当な域外適用への遮断に関する弁法」（以下「本弁法」という）を公布・施行した²。本弁法は、外国の法律及び措置の不当な域外適用による中国への影響を遮断し、国家の主権・安全・発展利益を維持・保護し、中国の公民・法人・その他の組織の合法的な権益を保護することを目的とし、「国家安全法」等に基づき制定された部門規則である（1条）。本弁法は全16条からなっている。

以下、本弁法における主なポイントを紹介する。

II 本弁法の主なポイント

1 適用範囲及び担当部署

本弁法が適用されるのは、外国の法律及び措置の域外適用が、国際法及び国際関係の基本原則に違反し、中国の公民・法人・その他の組織、並びに第三国・地域及びその公民・法人・その他の組織による正常な貿易及び関連活動を不当に禁止・制限する場合である（2条）。また、中国が締結・参加した国際条約・協定において規定されている外国の法律及び措置の域外適用の場合は、本弁法の適用範囲外にある（15条）。

外国の法律及び措置の不当な域外適用への対応に関する業務の第一次的な担当部署は、國務院商務主管部門である。そして、國務院商務主管部門と発展改革部門が、その他の関連部門と共に、具体的な業務内容を担当する（4条）。

2 公民等による報告義務及び不当域外適用の判断基準

中国の公民・法人・その他の組織は、外国の法律及び措置が第三国・地域及びその公民・法人・その他の組織との正常な貿易及び関連活動を禁止・制限する状況に遭遇した場合、30日以内に、國務院商務主管部門に対し、関連状況をありのまま報告しなければならない（5条前段）。報告者が秘密保持を求めた場合、國務院商務主管部門及び関連業務人員は、その秘密を保持し

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202101/20210103029710.shtml>

なければならない（5条後段）。

関連する外国の法律及び措置において不当な域外適用の状況が存在するか否かを判断する際には、①国際法及び国際関係の基本準則に違反するか否か、②国家の主権・安全・発展利益に及ぼし得る影響、③中国の公民・法人・その他の組織の合法的な権益に及ぼし得る影響、④その他の考慮すべき要素を総合的に考慮して、評価・確認を行う（6条）。

3 禁止命令及び救済手段

担当部署は、不当な域外適用の状況を確認した場合、その外国の法律及び措置を承認・執行・遵守してはならないとの禁止命令を国務院商務主管部門に公布させるよう決定することができ（7条1項）、また、実際の状況に応じて、禁止命令を中止又は取り消すこともできる（7条2項）。

中国の公民・法人・その他の組織は、国務院商務主管部門に対し、禁止命令遵守の免除を申請することができる（8条1項）。申請の際は、申請理由及び免除の範囲等の内容を含む申請書を提出しなければならない（8条2項前段）。国務院商務主管部門は、申請を受理した日から30日以内に認可するか否かの決定を下さなければならない、状況が緊急な場合は、適時に決定を下さなければならない（8条2項後段）。

当事者が禁止命令に含まれる外国の法律及び措置を遵守し、中国の公民・法人・その他の組織の合法的な権益を侵害した場合、当事者が8条の規定により免除を受けた場合を除き、中国の公民・法人・その他の組織は、人民法院に訴訟を提起し、当該当事者に対し、損害賠償請求することができる（9条1項）。また、禁止命令に含まれる外国の法律に基づき下された判決・裁定により中国の公民・法人・その他の組織が損害を受けた場合、中国の公民・法人・その他の組織は、人民法院に訴訟を提起し、当該判決により利益を得た当事者に対し、損害賠償請求することができる（9条2項）。当該当事者が人民法院による発効済みの判決・裁定の履行を拒否した場合、中国の公民・法人・その他の組織は、人民法院に強制執行を申し立てることができる（9条3項）。

4 政府による支援及び報復措置

中国の公民・法人・その他の組織が禁止命令に従い、関連する外国の法律及び措置を遵守せず、かつそれにより重大な損失を受けた場合、政府の関連部門は、具体的な状況に応じて、必要な支援を与えることができる（11条）。

また、中国政府は、外国の法律及び措置の不当な域外適用に対して、実際の状況及び必要に応じて、必要な報復措置を講じることができる（12条）。

5 罰則規定

中国の公民・法人・その他の組織が、関連状況をありのままに報告しなかった場合、又は禁止命令を遵守しなかった場合、国務院商務主管部門は、それを警告し、期限内の是正を命じ、

かつ状況の重大さに応じて過料を課すことができる（13条）。

国務院商務主管部門の業務人員が、関連状況を報告した中国の公民・法人・その他の組織のために秘密を保持しなかった場合、それに処分を与え、犯罪に該当する場合は、その刑事責任を追及する（14条）。

Ⅲ 本弁法の制定にあたり参考とされた外国の法制度

商務部条約法律司の担当者による記者会見における回答³によれば、中国政府は本弁法を制定する際に、1990年代以降の諸外国・地域の立法経験を参考にしたとされている。

本弁法と類似する遮断法として、①1985年に制定されたカナダの「外国域外措置法」(Foreign Extraterritorial Measures Act (R.S.C., 1985, c. F-29))、②1996年に制定され、2018年に改正されたEUの「第三国により採択された法律の域外適用及びそれに伴う行動・結果による影響からの保護に関する理事会規則」(Council Regulation (EC) No 2271/96 protecting against the effects of extra-territorial application of legislation adopted by a third country, and actions based thereon or resulting therefrom)等が挙げられるが、外国の法令等の遵守禁止の条件、秘密保持義務の条件、損害賠償請求の対象等の細部に関しては、若干の制度上の差異がある。

Ⅳ おわりに

本弁法が制定された背景には、近時の米国による一連の対中経済制裁や、一部の国家でみられる「自国第一主義」の政策がある。本弁法に関連する中国政府の動きとしては、2020年9月に「信頼できない企業のリスト」、2020年10月に「輸出規制法」(輸出管理法)、2020年11月に「商用暗号輸入許可リスト・輸出管理リスト及び関連管理措置」が公布されたことがあった。これらには、近時の米国による一連の対中経済制裁に対する、中国政府の厳しい態度が窺われるものの、いずれも、「米国の一方的な措置に対する中国の対抗手段」として位置付けられる。中国としては、自由貿易を推進する方が自国の利益に繋がるのであり、中国から米国に経済戦争を仕掛ける理由はどこにも無いのである。

本弁法の施行により、中国に対する外国（とくに米国）による経済制裁につき、日系の中国子会社等に報告義務が発生する場合があります。しかし、本弁法にいう「正常な貿易及び関連活動を禁止・制限する状況に遭遇した場合」とは具体的にどのような場合を指すのか、禁止命令に含まれる外国の法律を契約中に規定する行為は本弁法違反となるか否か、禁止命令遵守の免除を受けるためにはどのような要件を満たす必要があるのか等に関しては、なお不明確である。いずれにせよ、たった16か条しかない本弁法の規定はいずれも極めて抽象的であるため、

³ <http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/sjjd/202101/20210103029779.shtml>

本弁法が施行されたからといって、直ちに外国企業や駐在員が次々と摘発されるとは思えない。

また、米国でバイデン政権が成立したことに伴い、米国の対中政策にどのような変化があるのか、それに対して中国政府がどのように反応していくのか等、予測困難な問題が山積しており、米中関係については、依然として不透明かつ流動的な状況が続くものと予想される。

日本企業・日系企業としては、自社が関与している業務・取引等におけるリスクの有無・内容を調査・確認するとともに、本弁法に関連する細則又はガイドライン等の制定、本弁法の実務運用、中国政府当局の発表等を、引き続き注視していく必要がある。

※ 免責事項：免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。